

## 徳島県での医療事故調査支援

### 徳島県医師会医療事故調査支援委員会

平成 27 年に施行された改正医療法で、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が予期しなかつたもの（過誤の有無は問わない）」に対する医療事故調査制度が施行されました。この事故調査は、各医療施設が外部の有識者の協力を得て、客観的な事実から構造的な原因を分析し、個人の責任追及ではなく、再発防止を目的として行うものです。詳細は、厚生労働省から医療事故調査・支援センターとして指定を受けている一般社団法人日本医療安全調査機構のホームページ(<https://www.medsafe.or.jp/>)をご覧ください。

院内医療事故調査は、開始の際に日本医療安全調査機構(<https://www.medsafe.or.jp/>)に報告を行う必要があります。医療施設で発生した死亡事例が調査の対象になるかどうかの判断に迷う場合は、日本医療安全調査機構に相談すると迅速に回答が得られます。調査結果は、ご遺族に説明するとともに、報告書は日本医療安全調査機構に提出し、解析の上、教訓が全国の医療機関で共有されます。また、各医療施設から提出された調査結果が不十分であると判断された場合は、一般社団法人日本医療安全調査機構が独自に調査を行う場合もあります。

院内調査を行うにあたり、客観性が高い報告書を速やかに作成できるよう支援を行うのが徳島県医療事故調査等支援団体連絡協議会で（図）、その実務を担当するのが徳島県医師会医療事故調査支援委員会です。本委員会は、徳島県の基幹病院の医療安全担当者、徳島県診断病理医会の代表、徳島県医師会の担当者から構成されており、医療事故調査支援体制の見直し、外部委員の推薦などを行っています。

医療事故調査の詳細については、会員ページ内の「医療事故調査制度について」をご参照ください。また、ご不明な点は、徳島県医師会事務局にお問い合わせください。

